

小牧市介護老人福祉施設入所指針 特例外入所関係Q & A

◆はじめに◆

この Q&A は、特例外入所の判断をする際に、その基準となる指針を読み解く目安としてお示ししてきました。一方で、令和5年4月に国の指針が一部改正され、「地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。」が追記されています。これも踏まえ、下記の Q&A は大きく変わりませんが、「個々の事情」にも客觀性を担保しつつ十分に着目して判断していくことになります。【R6.8 追記】

Q 要介護1・2で、入所が認められるのはどのような場合か？

A 要介護1・2の方が特例的に入所できるのは、以下の考慮事項を勘案して、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

Q 特例外入所の考慮事項①にある「認知症」とは、日常生活自立度でいうとどの程度のものか？

A 認知症に関する特例外入所要件の判断に当たっては、基本評価において日常生活自立度Ⅳ以上とおおむね同程度であることを想定しています。

Q 特例外入所の考慮事項②にある「知的障害・精神障害等」とは、療育手帳・精神保健福祉手帳でいうとどの程度のものか？

A 知的障害に関しては、療育手帳のA・B判定、精神障害等に関しては、精神保健福祉手帳の1・2級、障害支援区分4・5・6とおおむね同程度であることを想定しています。

Q 特例外入所の考慮次項④によれば、単に単身世帯であるという理由では特例外入所の要件に該当しないのか？

A お見込みのとおり。

Q 特例入所の考慮事項④にある「地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」とは、具体的にどのような状態を指すのか？

A ある種別の介護サービスを利用することにより、居宅での日常生活を継続することができる状態だが、当該被保険者が居住する地域において、その介護サービスを提供する事業者が存在しない、又は定員の制約等により利用できない状態であることです。ただし、小牧市においては「介護サービスや生活支援の供給が不十分である」状態ではないため、原則適用されません。

【該当しないもの】

- ・利用可能な介護サービスが存在するが、事業者・サービスの選考等の被保険者の意思により当該サービスの利用をしていない。
- ・利用可能な介護サービスが存在するが、給付限度額の超過等の経済的な理由に基づく被保険者の意思により当該サービスの利用をしていない。
- ・被保険者が利用を希望する種別の介護サービスは提供されていないが、提供されている他の介護サービスによる代替で、居宅における日常生活の継続が可能である。

Q 平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1・2に変更になった場合は、退所になるのか？

A お見込みのとおり。ただし、要介護1・2に変更になった入所者が、特例入所の要件に該当すると認められる場合には、特例的に施設への入所が認められます。

Q 入所している要介護1・2の利用者が入院等により一旦対処した場合、退院後にもとの施設への再入所を希望した場合は、新規入所者になるのか？

A お見込みのとおり。退所した場合は、新規入所者になるため、要介護1・2の利用者であれば、特例入所の要件に該当している必要があります。

なお、長期入院（3ヶ月以上）による契約解除後、退院等により再入所が可能となった場合で、在宅生活が困難であると判断される場合は、特別な事由による入所により、施設長判断で入所することができます。

Q 特例入所の申込があった場合、施設はどのように対応すればよいのか？

A 申込に当たっては、申込者等と面接をするなど入所希望者等の状況把握に努め、入所判定対象者等について十分に説明を行い、同意を得ること。

提出された入所申込書の記載に基づいて、特例入所の要件に該当するかを施設において判定してください。特例入所の要件に該当すると判定した場合には、市に意見書と、判定の際の議事録等を提出してください。

Q 要介護1・2の市外居住者から入居申込があった場合、どうするのか？

A 施設において、特例入所の要件に該当すると判定した場合は、入居申込者の保険者

に対し、意見を求めてください。

Q 特例入所に該当すれば、他の申込者より優先して入所できるのか？

A 特例入所要件に該当するだけで、入所が優先されるのではなく、入所対象者となるものです。要介護 3 以上の入所申込者と同様に、特養を利用する必要性が高いと認められる申込者が優先的に入所できるよう、総合的に判断してください。

Q 特例入所に係る意見書には有効期限はあるのか？

A 特例入所にかかる意見書については、施設側が当該利用者の入所にあたって市に対し行う依頼に基づいて交付するものであることから、有効期限は設けません。しかし、あくまで「特例」による入所扱いであることを踏まえ、当該利用者の状態変化等があった場合、あるいは介護認定の変更があった場合等においては、その都度、施設側において、入所について適切に判断していただき、必要に応じて再度市へ意見を求めるなどの対応をお願いします。